

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 電磁流速計校正等業務（オープンカウンタ方式による）
2 施 行 場 所 愛知県新城市大野字ハナシ48番地
3 工 期 契約締結の翌日から60日間とする。
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押し印されたものに限り、ただし、押し印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAX又は電子メールによる。（※FAX番号は、4)に記載された番号）
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）による。
- 3) 提出期限 令和8年5月25日 12:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp
- 5) 担当者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 鈴木
- 6) 質 問 書 令和8年5月19日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
- 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月26日 12:00 までとします。
- 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

電磁流速計校正等業務

仕 様 書

令和 8 年 5 月

独立行政法人水資源機構

豊川用水総合管理所

第 1 章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、電磁流速計校正等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務の内容

2-1 業務場所

愛知県新城市大野字ハナシ48番地

2-2 業務概要

電磁流速計バッテリー交換	1式
電磁流速計校正	1式

第3節 工 期

契約締結の翌日から60日間とする。

第4節 疑義等

設計図書に明記されていない事項又は、設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第 2 章 業 務

第1節 業務内容

1-1 規格

製品名：電磁流速計 LP1100（株式会社ケネック）

1-2 電磁流速計バッテリー交換

大野管理所が保有する電磁流速計（LP1100）について、バッテリー（バックアップ用バッテリー及び別種バッテリー）の交換を行うものとする。

1-3 電磁流速計校正

電磁流速計（LP1100）について、校正を行うものとする。

1-4 設計変更

校正を行う中で、バッテリー以外に異常が確認された場合は、監督員と協議の上、修理等を行うものとする。なお、修理に伴う費用については、設計変更の対象とする。

以 上